

令和 2 年 7 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03422

研究課題名（和文）比較法的研究に基づく後見人の権限のあり方に関する具体的提言

研究課題名（英文）Specific Proposals Regarding the Authority of Guardians Based on Comparative Legal Studies

研究代表者

田山 輝明（TAYAMA, Teruaki）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・名誉教授

研究者番号：30063762

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）： 司法制度としての成年後見制度の枠組みを緩和し、社会福祉の専門家及び専門組織とのコラボレーションを重視し、可能な限り本人意思を尊重することが、国際的傾向である。これは、具体的には、障害者権利条約の趣旨の実現と裁判所の負担軽減につながる。オーストリアの成年者保護協会のクリアリング機能を参考にして、我が国では、家庭裁判所ではなく、身近にある簡易裁判所の活用と、社会福祉協議会（社協）の中核機能的重視を提言したい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

障害者権利条約の趣旨に沿って成年後見制度を改革し、本人意思の尊重や裁判所の負担軽減を実現してきたオーストリアのここ数年の実績に注目して、科研費により同国の専門家を招請し、その内容や社会への浸透状況について紹介してもらい、日本の専門家と検討を行ってきた。学術的には成年後見制度の在り方との関係（社会福祉領域とのコラボレーション等）で貴重な観点が明らかにされ、社会的には、社協等の重視の方向が明らかにされた。

研究成果の概要（英文）： It is an international trend to relax the framework of the adult guardianship system as a judicial system, attach great importance to collaboration with social welfare professionals and professional organizations, and respect the will of the individual as much as possible. Specifically, this will realize the purpose of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and reduce the burden on the courts. In reference to the clearing function of the Austrian Adult Protection Association, in Japan, I would like to recommend the utilization of a simplified court near us rather than the family court and the emphasis on social welfare councils as a core institution.

研究分野：民法、成年後見法

キーワード：成年後見制度 社会福祉 クリアリング 障害者権利条約 社会福祉協議会

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本における障害者権利条約の批准を前提にして、成年後見制度の在り方が問われ、関連法の改革も準備されている。国際的にみても、成年後見制度の利用の抑制の重要性が指摘されており、また社会福祉諸機関との連携が重視される中で、日本の「社会福祉協議会」に近い機能を果たしていると考えられるオーストリアの「成年者保護協会」の役割(特にクリアリング等の関連)が、新しい成年後見法制の在り方との関連で、明らかにされる必要があった。ヨーロッパでは、従来の成年後見法に代わって、成年者保護法が台頭してきていた。この点で、2000年のハーグ条約も参考になる。

また、成年後見人に医療代諾権がない日本においては、医療と成年後見制度の関係についても、これを一定の要件の下で認めている国(オーストリアを含む)の法制について、専門家の研究に基づき「紹介」が必要であった

2. 研究の目的

まず、このテーマに関するヨーロッパ全体の法発展を概観し、最も進んでいると思われる法制度について研究する必要があった。そのために、本人意思の尊重と人権の擁護の観点から、本人の権利制限と結びついた「成年後見制度」の利用を抑制することが、障害者権利条約の趣旨に合致するとの基本的認識の下で、以下のような研究を行うことが、主たる目的であった。

まず、「成年者保護法に見るオーストリアとヨーロッパの発展」について研究する必要があった。その範囲内で、最も進んでいる制度を有するオーストリアの制度について研究する必要があると考えた。そこで同国の成年者保護協会の役割(特にクリアリングなど)に注目した。それは、我が国について、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の社会福祉諸機関の活用と成年後見制度の利用の抑制とを通じて、家庭裁判所の負担軽減を検討し、具体的には、社会福祉協議会等の社会福祉分野の諸機関や成年後見センターとの連携を検討し、そのために何を改革する必要があるかを明らかにすることが目的であった。

さらには、成年後見制度の利用の一部を簡易裁判所に移管することが可能か、についても検討すべきである。簡易裁判所は地域に密着し、気軽に利用できる裁判所といえるし、地域の社会福祉諸機関との連携も実現しやすいと思われるからである。

成年後見人の医療代諾権についても、本人意思の尊重を前提にしたうえで、本人の判断能力との関連で、具体的な要件を検討し、立法提案を行うことであった。具体的には、広義の「リビングウイール」(意思能力が不十分になった後の具体的な医療行為に関する)の活用を前提として、担当医の見解、裁判所の関与等の組み合わせを検討すべきである。なお、一般的にこの問題を論ずる場合と、判断能力の不十分な障害者との関連で論ずる場合とでは、視点が異なるのではないかと意見もある。

3. 研究の方法

この分野におけるオーストリアの最高権威者であるガナー氏(インスブルック大学教授)もお招きして、この分野における最重要課題として、社会福祉マンパワーの活用と裁判所の負担軽減という観点から、オーストリアにおける「クリアリング」制度を取り上げ、詳しく検討した。すなわち、いきなり「成年後見制度の利用」を検討するのではなく、当該本人が他の社会福祉的制による支援では不十分であるのか、を検討し、成年後見制度の利用決定に至った場合にも、「成年後見人」の決定などについて関与する制度である。当該本人にとって、いかなる専門家が望ましいか、その際に与えられる権限は何か、などが重要である。

最終年度には、「成年者保護協会の新たな任務」と「医療行為の新たな規制」について、ガナー氏より講演をしていただき、質疑・討論を行った。その際に、パワーポイントを用いて、裁判所や関係者の間において、新しい法制度がいかに浸透しているか、についても調査に基づく説明があった。この調査によって、この分野の法改革は、裁判所等の法律関連機関だけでなく、社会福祉機関の新制度への対応が本質的に重要であることが明らかになった。

4. 研究成果

今回、研究目的との関連で比較対象の国としたオーストリアでは、社会福祉の専門機関が成年後見法制の運用に深くかかわり、その専門性を生かしつつ、本人の権利擁護と裁判所の負担軽減に大いに寄与していることが分かった。成年者保護人(成年後見人)が法定代理権を必要とする場合には、裁判所の関与は制度上不可欠であるが、一般的には、特に身上監護の分野では、社会福祉の専門家や機関の関与が重要であり、不可欠であることも明らかになった。

なお、「成年者保護」という考え方は、今や権利擁護を必要とするのは「広義の障害者」には限らないという意味も含まれている。我が国においても、今後の成年後見制度の改革に当たっては、このような発想の転換が必要となるかもしれない。オーストリアのみならず、ヨーロッパでは、既にこのような発想が一般的になりつつあるからである。

講演会とその後の議論によって、成年後見分野における医療代諾の問題は、障害者権利条約の趣旨を生かしつつ、あくまでも本人意思の尊重を前提としたうえで、代諾制度を立ち上げる必要

があることが明らかになった。本人の判断能力との関連で（意思決定支援では不十分な場合）、代諾（他人決定）が必要になることは認めざるを得ないが、あくまでも本人意思の尊重が基本であることが確認された。なお、認知症高齢者の場合については、判断能力が十分であるうちに作成された医療に関する「リビングウイル」の活用も検討に値することが明らかになった。また、一般的には、本人意思の尊重に当たっては、キーパーソンが重要であることも確認された。

更に、この分野の法制度の改革は、よほど熱心に啓発活動をおこなわないと、社会（特に関係者）への定着は難しいことも、ガナー教授の前述の調査の結果、明らかにされた。特に、本人意思の尊重をいかに正確に理解しているか、という観点からの検証が重要である。

研究成果としては、クリアリングの制度が特に注目に値するので、この点について詳しく紹介しておきたい。

（１）オーストリアでのクリアリングの開始は、1990年代の終わりにまでさかのぼる。「クリアリング」という概念は、この形式では、法律には全く登場していない。法律は、一貫して Abklärung という語を用いている。一般的には、広義のクリアリングは、成年者保護協会のクリアリング「**解明**」、相談及び支援活動として理解される。

クリアリングによって、10事例中の4事例において成年者保護のための選択肢（成年後見）が採用され、新規任命の数も、全体として著しく減少した。

既にこれまでも、そもそも代弁人制度は必要であるか又はその代替的選択肢が存在するか、を解明することは裁判所の任務であった。第2次成年者保護法によって、代理人の任命前におけるこの解明（クリアリング）は、全体的に包括的な拡大と明確な高い評価を得た。そして、クリアリングの重点は、今や裁判所においてではなく、成年者保護協会の下にあるのである。

（２）法改正による重要な更新点としては、次のことが強調されるべきである。

クリアリングは、全ての裁判所による成年者代理（人）の任命と更新手続きの義務的な手続き段階である。クリアリングの中心的任務と中心的目標は、全ての個々の事例において、社会的な鑑定書の作成を通じて国連の障害者権利条約（以下、権利条約）の諸原則の遵守を確実なものすることにある。これによって、クリアリングは、もちろん司法の管轄領域においてのみであるが、権利条約に定められている〔義務〕すなわち本人のために支援施策への道を開くべき国家の義務を履行し、それによってその自律（Autonomie）を広範に促進する。

（３）クリアリングにおける活動は、3つの領域から成る。成年者代理の任命もしくは配慮代理権の設定の前段階における情報と相談のための活動、裁判所による成年者代理（人）の任命、変更もしくは更新のための裁判所手続きの枠内における「**解明**」のための活動、既存の成年者代理及び配慮代理権の場合における相談的及び支援的活動である。

成年者代理及び配慮代理権の前段階における活動の場合には、配慮代理権、成年者代理の様々な形態、その代替的選択肢に関する情報を必要とする全ての個人と機関の相談が主として問題になる。これには、全ての関係者と官署が含まれる。これには、とりわけ、本人のために代理の問題を投げかけられる近親者が属する。「官署」の場合には、特に、社会・健康領域における諸機関、部分的には、銀行や行政官庁も考えられる。経験によれば、職務代理の必要性の問題に直面するからである。

成年者代理の代替的選択肢に関する相談に関しては、相談委託は、成年者保護協会の情報によって斡旋機能を果たし、かかる支援需要のための障害を除去すべき任務の限度に、制限されている。しかし、必要な支援を自ら給付することは、成年者保護協会の任務ではないし、司法省の任務でもない。

（４）第2次成年者保護法によって、本人の福祉の危険に関する根拠が判明した場合には、成年者保護協会の監護裁判所への届け出義務が規定された点も重要である。届け出義務の内容は、監護裁判所の活動問題にとって重要な事情に関連している。この届け出義務は、敷居の低い情報の入り口という意味における相談に対する多少の緊張関係において、及び不確かな第一報一般について一定の信頼関係を構築する可能性においても、意味を有している。

（５）成年者保護協会は、クリアリングの枠内において、裁判所と協働しなければならない。必要な情報は、相互に交換するものとする。良き協働と資源の最善の投入を確保するために、裁判官と協会職員の定期的な協働の話し合いが実施されるものとされている。

（６）裁判所手続きの枠内における活動が、狭義のクリアリングである。具体的な裁判所の任命手続きとの文脈におけるクリアリングは、その中核的活動に属し、したがって、しばしば「狭義のクリアリング」とも呼ばれる。従来から既に法律に基づいて裁判所手続きの前段階において可能であったが、第2次成年者保護法によって、裁判所によってなされた委託に基づいてのみ常に狭義のクリアリングがなされるということが確認された。様々な手続き内容に応じて、裁判所の委託による次のようなクリアリング活動が区別される。

クリアリング・プラス 自己決定の支援は、障害者権利条約との関連で重要である。

本人が一種の生活保護又は障害者給付金による給付を受けていることが書類上判明した場合には、それらの給付担当者はクリアリング手続きに参与するものとする（成年者保護法第4条a第3項）。それらの担当者は、常に、継続中の手続について書面により情報が提供され、7日以内の見解の表明の可能性が与えられるものされている。

クリアリング・プラス 自己決定のための支援は、成年者保護協会が自己決定に必要な支援を自ら行うことを意味しない。したがって、本人をその事務の処理に際して直接に支援するのではなく、本人に当該支援を斡旋し、了解してもらうのである。したがって、本人自身とその周辺の者に必要な援助を斡旋し、確実に取得させることが重要なのである。以後は、協会は、生じうる不利益を回避するために、斡旋された支援が実際にも適切であったかを観察し、審査しなければならない。

クリアリングの様々な形態における予定された時間の平均は、30分とされている。成年者代理人の任命の枠内における協会によるクリアリングのための時間は、全体で約8時間とされている。以下に述べる事項については、裁判所手続きにおけるクリアリングに際しては、基本的に、同様である。

クリアリング手続き自体は、可能な限り5週間以内に、書面による報告をもって終了するものとされている（成年者保護法第4条a第2項）

クリアリングは、裁判所に対して、総体として、包括的かつ全体的な、単に法律のかつ医学的ではなく、とりわけ社会的判断基礎を実現可能にすべきものである。第1回聴聞、及び必要な場合には「期日」における裁判官による本人についての独自の直接的な認識、及び鑑定意見における医学的な鑑定は、クリアリングによって、専門家の鑑定と評価を通じて補充される。クリアリングの中核的理念は、本人への同伴と代理の枠内における成年者保護協会の包括的な経験を、新たな任命手続きにおける判断のためにも利用できるようにすることである。したがって、クリアリングにおける重要な理解と基本的な質的要素は、成年者保護協会とその職員の職業経験と職業知識である。そのためには、特に、資格を有する職員が必要である。したがって、クリアリングのためには、少なくとも2年以上にわたってある協会で活動したことのあるような職員のみが採用される。クリアリング・プラスの領域での活動は、さらなる専門化と独自の研修による資格取得が必要である。

クリアリング手続きの実施に関する本人の明確な同意は、規定されていない。クリアリングと結合した個人情報の調査とその追加は、法律の授権と裁判所の委託に基づいてなされ、その限りで個人情報保護法によって守られている。

協会の二重機能（クリアリング受任者と代弁人/成年者代理人）の故の予断ないし偏見を回避するために、職員は、二つの機能のうちの一つのみを引き受けることが許される。成年者保護協会がクリアリングの受任の時点で既に成年者代理人として任命されている場合には、クリアリングの受任は当該協会によって拒否されるものとし、常に他の者によって実施されなくてはならない。

裁判所手続きにおけるクリアリングも重要である。クリアリングの委託の前に、成年者保護協会が効果的に仕事をすることができるために、裁判所自身が分かりやすい形式的な調査を実施しなければならない。これに属するものは、常に土地登記簿と法人登記簿に関する試問、係属中の裁判所手続きの調査並びに社会保険の保険データの抄本である。さらに、とりわけ中央[住民]登録簿への名前の知れた近親者に関する試問は、重要である。オーストリア中央代理権目録への試問は、確かに明確には定められていないが、実務では一般的でありかつ重要である。

さらに、裁判所は、本人にも「遅滞なく」かつ書面でクリアリング委託と事前のクリアリングについて知らせなければならない。

手続きの開始、形式的な調査の実施及び本人への通知の後に、裁判所は非訟事件手続法第117条aにより、それぞれ地域を管轄している成年者保護協会にクリアリングの委託を行う義務を負う。成年者保護協会は、自ら、具体的なクリアリング委託があって初めて自らの調査活動を開始することができる。

すべてのクリアリングは、相応しい書面報告を以て完結する。報告書は、具体的な手続きにおいて利用できる重要な情報と評価を全て含んでいなければならない。クリアリング手続きは、裁判所による成年者代理の拡大、制限又は終了の手続き並びに同意権留保の命令においても実施される。同意権の留保は、例外的に被代理人の行為能力を制限する。[オーストリア]の同意権留保は、[ドイツの]世話法による同意権留保に比肩しうるものである。クリアリングは、ここで引用した手続きでは任意である。義務的なのは、裁判所による成年者代理の著しい拡大が問題になる場合のみである。

クリアリングは、裁判所による成年者代理の更新手続きにおいても義務的である。裁判所による成年者代理は、新成年者保護法によれば、3年の経過によって自動的に終了する。しかし、

裁判所による成年者代理の更新は可能である。

クリアリング手続きは、本人の住居を継続的に変更すべき時であって本人が住居の変更を拒否している場合にも実施されなければならない。裁判所は常に本人を個人的に聴聞しなければならない。この場合において、クリアリングの枠内において解明されなければならないことは、なぜ本人は住居の変更を拒否しているのか、及び他の選択肢はないのか、という点である。可能な選択肢については、第一に居住・扶助の可能性が問題になる。すなわち、それは、面接において表明された本人の「希望と考え」の方が、代理人によって計画されかつ本人によって拒否された住居の変更よりもむしろふさわしいか、という点である。しかし、住居決定の問題は、もちろん社会的・介護的支援構造と不可分に結合している。

以上述べたように、クリアリングによって、障害者のための権利擁護の一部が、必ずしも法律的な資格を持ってはいない者に委託されることがある。これは、全体的に見て、実務において本人のよりよい世話と権利条約の原理の貫徹へと導くことになる。しかし、その場合のコントロールは、今後も裁判所の下でなされる。

以上のガナー教授の協力を受けた研究成果は、一般社団法人 比較後見法制研究所「季刊 比較後見法制」第9号（3頁-29頁）及び第12号（4頁-34頁）に掲載済みである。なお、オーストリア以外の国の研究も行ってきたが、これまでガナー教授を招請しての講演会に刺激されて、ドイツの社会法典、「イタリアの管理支援制度とその示唆」、「スペイン後見制度と最近の話題」等の研究も、1~2ヶ月ごとに開催している研究会においておこなわれた。これについては、一般社団法人 比較後見法制研究所「季刊 比較後見法制」第9号及び第10号、第11号及び第12号に掲載されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計23件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 第7号
2. 論文標題 (翻訳) ミハエル・ガナー「ドイツ成年者参加・自己決定法について オーストリア法との比較における成年者保護を特に考慮して」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊 比較成年後見法制	6. 最初と最後の頁 3-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 第7号
2. 論文標題 (翻訳) ミハエル・ガナー「オーストリアの新成年者保護法」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊 比較成年後見法制	6. 最初と最後の頁 13-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤巻 梓・田山 輝明	4. 巻 第8号
2. 論文標題 (翻訳) ドイツ・障害者の参加と自己決定法 < 第2部 >	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊 比較成年後見法制	6. 最初と最後の頁 22-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 第8号
2. 論文標題 (翻訳) ヴィントシャイト・法律行為の無効に関するナポレオン法典の理論について (5)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊 比較成年後見法制	6. 最初と最後の頁 48-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 30巻1号
2. 論文標題 障害者権利条約批准と成年後見制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 老年精神医学雑誌	6. 最初と最後の頁 27-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒田 美亜紀	4. 巻 39号
2. 論文標題 被相続人の成年後見人で報酬を得ていた親族等に特別縁故者として財産分与を認めた事案について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 明治学院大学法律科学研究所年報	6. 最初と最後の頁 123-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 青木 仁美	4. 巻 26巻1号
2. 論文標題 代理から援助へ オーストリアの法改正からの一考察(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 桐蔭法学	6. 最初と最後の頁 53-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 青木 仁美	4. 巻 26巻2号
2. 論文標題 代理から援助へ オーストリアの法改正からの一考察(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 桐蔭法学	6. 最初と最後の頁 59-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 6号
2. 論文標題 翻訳 オーストリア代弁人法改正・説明（立法理由）総則	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 61-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 6号
2. 論文標題 翻訳 ドイツ・障害者の参加と自己決定法・提案理由	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 76-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 72号
2. 論文標題 法人後見の意義と特徴 比較法的観点から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 7号
2. 論文標題 翻訳 ドイツ・障害者の参加と自己決定法 第1部	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 42-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 7号
2. 論文標題 翻訳 ヴィンシャイト・法律行為の無効に関するナポレオン法典の理論について(4)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 85-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 単行本
2. 論文標題 成年後見等の審判を簡易裁判所の管轄に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 江藤价泰先生追悼論集 (日本評論社)	6. 最初と最後の頁 87-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 志村 武	4. 巻 15号
2. 論文標題 〔翻訳〕シンガポール家庭裁判所判事 ダニエル・コー「シンガポールにおける成年後見法とその改革への新たな試み 裁判官の役割とスペシャル・ニーズ・トラスト」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 210-227
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 志村 武	4. 巻 報告書
2. 論文標題 アメリカ合衆国 ニューヨーク州	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 各国の成年後見法制に関する調査研究(法務省)	6. 最初と最後の頁 119-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 志村 武	4. 巻 報告書
2. 論文標題 アメリカ合衆国 カリフォルニア州	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 各国の成年後見法制に関する調査研究（法務省）	6. 最初と最後の頁 93-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 仁美	4. 巻 10巻
2. 論文標題 措置入院における法定代理人が示す成年者保護の多様化の必要性 オーストリア患者代弁人制度からの示唆	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 早稲田大学高等研究所紀要	6. 最初と最後の頁 5-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 4号
2. 論文標題 翻訳・ヴィントシャイト・法律行為の無効に関するナポレオン法典の理論について（2）	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 4号
2. 論文標題 翻訳・海外後見判例等の紹介・ドイツ	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 56-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒田 美亜紀	4. 巻 101号上巻
2. 論文標題 補助および任意後見の活用に向けて フランス成年者保護制度から着想を得て	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 明治学院大学法学研究	6. 最初と最後の頁 113-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤巻 梓	4. 巻 4号
2. 論文標題 ドイツ世話付住宅法の概要と特色	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 32-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本 有生	4. 巻 33号
2. 論文標題 判断能力が不十分な成年者の居所および面会交流の決定手続き	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 家族<社会と法>	6. 最初と最後の頁 252-266
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田山 輝明
2. 発表標題 成年後見制度の課題と展望
3. 学会等名 杉並区 区民後見人基礎講座
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 橋本有生
2. 発表標題 成年者の身上監護における自由の保障
3. 学会等名 イギリス法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 田山 輝明
2. 発表標題 民法と成年後見制度
3. 学会等名 東京税理士会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 田山 輝明
2. 発表標題 これからの成年後見制度はどうあるべきか
3. 学会等名 公益社団法人杉並区成年後見センター
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 成年後見制度とJR東海事件
3. 学会等名 東京都行政書士会成年後見支援センターヒルフェ（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 成年後見制度と民法財産法
3. 学会等名 三重県社会福祉士会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 成年後見制度と民法改正
3. 学会等名 東京都行政書士会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 成年後見制度と民法家族法
3. 学会等名 三重県社会福祉士会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 橋本 有生
2. 発表標題 判断能力が不十分な成年者の居所および面会交流の決定手続き 近時のイギリス法の動向および障害者権利条約の要請を踏まえて
3. 学会等名 日本家族＜社会と法＞学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 田山 輝明	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法学書院	5. 総ページ数 281
3. 書名 事例で学ぶ家族法・第5版	

1. 著者名 我妻 榮、有泉 亨、清水 誠、田山 輝明	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 1656頁（債権法改正対応部分の改訂担当）
3. 書名 我妻・有泉コンメンタール民法 第5版	

1. 著者名 我妻 榮、有泉 亨、清水 誠、田山 輝明	4. 発行年 2016年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 1495
3. 書名 我妻・有泉コンメンタール 第4版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	志村 武 (SHIMURA Takeshi) (80257188)	関東学院大学・法学部・教授 (32704)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	黒田 美亜紀 (KURODA Miaki) (60350419)	明治学院大学・法学部・教授 (32683)	
研究分担者	藤巻 梓 (FUJIMAKI Azusa) (70453983)	国士舘大学・法学部・教授 (32616)	
研究分担者	青木 仁美 (AOKI Hitomi) (80612291)	桐蔭横浜大学・法学部・特任専任講師 (32717)	
研究分担者	橋本 有生 (HASHIMOTO Yuki) (90633470)	早稲田大学・法学学術院・准教授 (32689)	
研究分担者	足立 祐一 (ADACHI Yuichi) (80734714)	帝京大学・法学部・助教 (32643)	
研究協力者	片山 英一郎 (KATAYAMA Eiichiro)		